

高岡市指令環サ第385-2号
平成28年3月29日

一般廃棄物収集運搬業

許 可 証

住 所 富山県高岡市福岡町本領1053番地1
ハリタ金属株式会社
氏 名 代表取締役 張田 真 様

複写無効

高岡市長 高橋 正樹



高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第37条に規定する許可をしたことを証する。

- | | |
|---------|--|
| 1 業務の種類 | 収集運搬業（生し尿・浄化槽汚泥を除く） |
| 2 設置場所 | 富山県高岡市福岡町本領1053番地1 |
| 3 最終処分地 | 高岡広域エコ・クリーンセンター
高岡市が指定する処理業者の市内の処理施設、高岡市不燃焼物処理場 |
| 4 許可期間 | 平成28年4月1日から
平成30年3月31日まで |
| 5 許可の条件 | (1) 一般廃棄物収集運搬地域は高岡市域内とする。
(2) 一般廃棄物の種類は、申請書記載のとおりとする。
(3) 申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに市長に報告すること。
(4) 許可証は他に譲渡し、又は貸与してはならない。
(5) 業務を休止、又は廃止しようとするときは、その15日前までに市長に届け出ること。
(6) 可燃物と不燃物を分別のうえ収集し、紙、金属等資源ごみについては、資源化再利用されるよう努めること。なお、その他の一般廃棄物については係員の指示に従い、各処理場へ搬入すること。
(7) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
(8) 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第38条及び同条例施行規則第23条の規定により一般廃棄物取扱状況報告書を毎月提出すること。
(9) 関係法令及び市条例に違反したとき、又は前各号の許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。 |